

令和3年12月14日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

発熱患者等の相談及び診療・検査体制にかかる周知について（依頼）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、このたび大阪府より通知がありました。

大阪府においては、発熱患者等が適切に診療・検査を受けられるようにするため、新型コロナウイルス受診相談センター（保健所）に相談する仕組みに加え、「診療・検査医療機関」を指定し、かかりつけ医などの地域の身近な医療機関に相談することで診療・検査につながる体制を構築しているところです。

今般の大阪府通知は、今後、感染力の強い新たな変異株の流行等による感染拡大に備えるため、引き続き発熱患者等が確実に医療機関を受診し、検査ができる体制を確保することが重要となることから改めて対応を依頼するものです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【大阪府通知より】

・発熱患者等からの相談があった場合の対応について

1. 自院で診療・検査が可能な医療機関

必要に応じて予約制にするなど、患者の動線を分けたうえで、患者診療いただき、医師の判断により保険適用検査の実施をお願いします。

なお、自院の対応可能数を超えた相談があった場合は、下記2のとおり対応ください。

2. 自院で診療・検査が不可能な医療機関

大阪府から昨年11月に配布し、メールで更新のご連絡をしております「診療・検査医療機関リスト」をご参照いただき、対象医療機関の対応可能時間等をご案内ください。

なお、改めてリストの配布を希望する場合は、お手数をおかけしますが、下記までご連絡をお願いします。

* 問い合わせ先

大阪府保健医療室感染症対策企画課

感染症・検査グループ TEL : 06 4397 3204

【担当】

大阪府医師会
地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)

感 企 第 3 7 9 9 号
令和 3 年 12 月 13 日

一般社団法人 大阪府医師会 会長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

発熱患者等の相談及び診療・検査体制にかかる周知について（依頼）

日頃は、本府の健康医療行政の推進にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

大阪府においては、発熱患者等が適切に診療・検査を受けられるようにするため、新型コロナ受診相談センター（保健所）に相談する仕組みに加え、「診療・検査医療機関」を指定し、かかりつけ医などの地域の身近な医療機関に相談することで診療・検査につながる体制を構築しているところです。

今後、感染力の強い新たな変異株の流行等による感染拡大に備えるため、引き続き、発熱患者等が確実に医療機関を受診し、検査ができる体制を確保することが重要となります。

つきましては、既に各医療機関において、適切にご対応頂いているところではございますが、改めて下記内容について、地区医師会及び関係医療機関へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

【発熱患者等からの相談があった場合の対応について】

1. 自院で診療・検査が可能な医療機関

必要に応じて予約制にするなど、患者の動線を分けたうえで、患者診療いただき、医師の判断により保険適用検査の実施をお願いします。なお、自院の対応可能数を越えた相談があった場合は、下記2のとおり対応ください。

2. 自院で診療・検査が不可能な医療機関

大阪府から昨年11月に配布し、メールで更新のご連絡をしております「診療・検査医療機関リスト」をご参照いただき、対象医療機関の対応可能時間等をご案内ください。なお、改めてリストの配布を希望する場合は、お手数をおかけしますが、下記までご連絡をお願いします。

【連絡先】

大阪府保健医療室感染症対策企画課

感染症・検査グループ

T E L : 06-4397-3204

E-mail : kansenshotaisaku-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp